六条大麦	一等	A区分	五〇キログラム当たり五、八六〇円	
		B区分	五〇キログラム当たり五、四四〇円	
		C区分	五〇キログラム当たり五、三一〇円	
		D区分	五〇キログラム当たり五、二六〇円	
	二等	A区分	五〇キログラム当たり四、八三〇円	
		B区分	五〇キログラム当たり四、四一〇円	
		C区分	五〇キログラム当たり四、二九〇円	
		D区分	五〇キログラム当たり四、二四〇円	
はだか麦	一等	A区分	六〇キログラム当たり七、六五〇円	
		B区分	六〇キログラム当たり七、一五〇円	
		C区分	六〇キログラム当たり七、〇〇〇円	
	二等	A区分	六〇キログラム当たり六、〇八〇円	
		B区分	六〇キログラム当たり五、五八〇円	
		C区分	六〇キログラム当たり五、四三〇円	
		D区分	六〇キログラム当たり五、三五〇円	
大豆	普通大豆一等		六〇キログラム当たり一二、五二〇円	
	普通大豆二等		六〇キログラム当たり一一、八三〇円	
	普通大豆三等		六〇キログラム当たり一一、一五〇円	
	特定加工用大豆		六〇キログラム当たり一〇、四七〇円	
てん菜	糖度が七・〇度以上一六・三度未満のてん菜		糖度が一六・三度を〇・一度下回るごとに六二円を左欄に定める数量単価から差し引いた額	
	糖度が一六・三度のてん菜		一、〇〇〇キログラム当たり七、二六〇円	
	糖度が一六・三度を超えるてん菜		糖度が一六・三度を〇・一度上回るごとに六二円を右欄に定める数量単価に加えた額	

でん粉の製造の用に供するばれいしょ	でん粉の含有率が一九・五パーセント未満のでん粉の製造の用に供するばれいしょ	一、〇〇〇キログラム当たり一二、八四〇円
	でん粉の含有率が一九・五パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ	でん粉の含有率が一九・五パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を左欄に定める数量単価から差し引いた額
	でん粉の含有率が一九・五パーセントを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしょ	でん粉の含有率が一九・五パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六四円を右欄に定める数量単価に加えた額
そば	一等	四五キログラム当たり一四、七〇〇円
	二等	四五キログラム当たり一二、五九〇円
菜種	加算対象区分	六〇キログラム当たり九、八五〇円
	非加算対象区分	六〇キログラム当たり九、一一〇円

備考

この表における品質区分は、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）で定める規格によって示される品質の区分とする。

附　則

この告示による改正後の平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十四号の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号の交付金については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百四十六号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）及び農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第八号）の施行に伴い、並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

第一号中「第九条」を「第七条」に改める。

第一号の表中「特定対象農産物」を「生産条件不利補正対象農産物」に改める。

第一号の表でん粉の製造の用に供するばれいしょの項の次に次のように加える。

そば	一等及び二等
菜種	加算対象区分及び非加算対象区分